

【申請に関すること】

Q. 施工業者等が申請を代行することはできますか？

A.申請者は、更新・新設を行う設備の所有者となります。申請の代行はできませんのでご注意ください。

Q. 複数事業所の設備更新等を合わせて申請することはできますか？

A.同一の申請者が飯田市内において複数事業所を有している場合は、それらの設備を合わせて申請することが可能です。その場合も、申請いただける補助上限等は一事業者分となります。

Q. 以前に補助金を使って設備を導入したのですが、今回申請はできますか？

A.当市では、令和5年度に同様の事業（令和5年度飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金）を行っており、今回が第2回目となります。第1回目に補助金の交付を受けた方は、申請できません。過去に交付を受けたものが県や国の補助金等、令和5年度飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金以外のものであれば、申請いただくことが可能です。

ただし、当事業は国の補助制度を使っているため、今回導入する同一の対象設備に対し、他の国庫支出金を財源とする補助金を併せてご活用いただくことは原則としてできませんので、ご注意ください。

Q. 申請前に着手した事業について、この補助金へ申請することは可能ですか？

A.当補助金は、申請後の事業着手を前提としているため、申請前に着手したものについては申請対象となりません。

また、申請後、交付決定前に事業着手を希望される場合は、「飯田市エネルギーコスト削減促進事業補助金交付決定前着手届」が必要となります。申請から交付決定までは、2週間～1か月程度を予定しています。

Q. 申請書類の事前審査は可能ですか？

A.当事業の申請受付は7月1日からとなっておりますので、基本的にそれ以前の事前審査は行っておりません。飯田市ホームページ及び補助金申請の手引きをご確認の上、ご準備をお願いします。

【業者に関すること】

Q. 施工していただく業者が市外や県外の業者でも大丈夫ですか？

A.申請者が対象者の要件を満たしていれば、市外や県外の業者に施工をしていただいたものについても補助金申請の対象となります。

【設備に関すること】

Q.これまで使っていた設備を残した状態で、設備を更新することは可能ですか？

A.設備更新については、既存設備を撤去・処分していただくことが前提となります。更新により使用しなくなった設備を保持することはできません。また、対象設備の全部更新となりますので、既存設備の一部を改良して使う等の場合は、補助金の対象とはなりません。

Q.設備の省エネ性能はどのように確認すればいいですか？

A.該当設備の基準については、資源エネルギー庁が公表している「トップランナー基準」をご確認ください。また、導入する予定の設備の省エネ性能については、メーカーのカタログ・仕様書等でご確認ください。

Q.既存設備が古く、メーカーに問い合わせても仕様書等が追えない場合はどうしたらいいですか？

A.どうしても既存設備の性能がわからない場合は、その設備の型番がわかる銘板等の写真を添付して申請してください。この場合も、申請後の審査とさせていただきますので、事前に添付書類とすることができるかについての見解はお示しできません。

Q.非常灯、避難誘導灯は対象になりますか？

A.対象設備の更新については、導入によりエネルギーコスト削減効果が見込まれるものとしています。そのため、常時点灯している避難誘導灯のような設備は更新対象となりますが、非常時のみ点灯する仕様の非常灯のような設備は対象外となります。

また、エネルギーコスト削減の観点から、導入する設備が既存の設備と同等の性能・用途であることとしています。非常時のみ点灯する既存の非常灯を、常時点灯し非常時も非常灯として対応する性能のものにアップデートするような場合は、対象となりません。

【提出書類に関すること】

Q.申請書に添付する証明書等は、いつ時点のものを提出すればいいですか？

A.提出いただく書類は、法人として確かに事業を行っていることを確認させていただくものですので、履歴事項全部証明書については、3か月以内に取得したものをご提出ください。法人税確定申告書、貸借対照表、損益計算書等、「直近1期分」の提出をお願いしている書類については、今年度申請時点でご用意いただける最新のものをご用意ください。

Q.税務署に提出した書類控えに収受印がない場合はどうしたらいいですか？

A.e-Tax による申告の場合は、受付日時及び受付番号が印字されている状態のものを提出ください。控えにそれらの印字がない場合は、e-Tax 申告時の「受信通知（メール詳細）」を添付してください。

【CO2 排出量の可視化に関すること】

Q. 補助金の申請の要件になっている CO2 排出量の可視化は、何をしたらいいですか？

A. 当事業が、エネルギーコスト削減とともに CO2 排出量削減にもつながるものとなるよう、補助金の要件とさせていただきます。可視化の取組には様々な方法があり、民間の CO2 可視化支援サービスや、長野県が提供しているエネルギーコスト削減促進ツール等により既に取り組んでおられる方は、それらを以て対象とさせていただきます。詳しくは、「補助金申請の手引き」3 ページの表をご覧ください。

まだ取り組んでおられない方は、当市の CO2 可視化支援事業「うごくる B。CO2 排出量みえる化プログラム」にお申込みいただき、対象者として決定を受けていただくことで、要件を満たしたものとさせていただきます。

詳しくは、飯田市ホームページより「うごくる B。CO2 排出量みえる化プログラム」をご覧ください。